

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱

山形県教育委員会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがある場合を除き、山形県公立高等学校入学者選抜（以下「入学者選抜」という）における県外からの志願者受入れに関する事務手続その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 山形県立高等学校（「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」第2条1号に規定する学校を除く。）をいう。
- (2) 志願者 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜における入学志願者をいう。
- (3) 県内志願者 志願者のうち保護者とともに県内に居住する者をいう。ただし、一家転住等や「通学の便」を理由として教育長が志願を許可した者は県内志願者とみなす。
- (4) 県外志願者 (3)以外の志願者をいう。
- (5) 学科 山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月教育委員会規則第3号）別表第1に定める設置学科のうち大学科をいう。

第2章 県外志願者受入れの承認

(県外志願者受入れの承認)

第3条 山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連續して8割に満たない学科がある学校について、校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。

2 県外からの志願者受入れを希望する校長は、教育長が別に指定する期日までに、「県外からの志願者受入れのための申請書」（別記様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

(受入人員)

第4条 県外志願者の募集人員及び合格者の人数は、原則として次のように定める。

- (1) 県外志願者の募集人員は入学定員の10パーセント程度までとし、学校が定めることとする。
- (2) 推薦入学者選抜を実施する学校においては、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の募集人員は、合わせて10パーセント程度までとし、その配分は学校が定めるものとする。
- (3) 一般入学者選抜において、志願倍率が1倍を超えない場合は、学校が定める県外志願者の募集人員を超えて県外志願者を合格とすることができる。

(承認の見直し)

第5条 教育長は、承認後3年ごとに県外からの志願者受入れの継続の可否を判断するものとする。

第3章 山形県立高等学校県外志願者受入審議委員会

(設置)

第6条 県外からの志願者受入れを承認する学校について審議するため、山形県立高等学校県外志願者受入審議委員会（以下「審議委員会」という。）を設置する。

(審議委員会への意見聴取)

第7条 教育長は、第3条の規定による承認を行う場合、あらかじめ、審議委員会の意見をきかなければならない。

2 教育長は、第5条の規定による承認の見直しを行う場合、必要に応じて審議委員会を開催し意見を聴取することができる。

(審議事項)

第8条 審議委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 県外からの志願者を受け入れる学校や学科に関する事項
- (2) 県外志願者受入の継続可否に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第9条 審議委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 教育次長（高校教育課を所管するものに限る。）
- (2) 県高等学校長会会长
- (3) 県高等学校長会理事長
- (4) 県中学校長会会长
- (5) 私立中学高等学校協会代表

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第10条 審議委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員長の指名により定める。

3 委員長は、審議委員会の会務を総理し、審議委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議委員会は、教育長が招集する。

2 審議委員会は、必要に応じて開催する。

3 審議委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、会議の議長となる。

5 審議委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の

決するところによる。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 審議委員会に関する庶務は、教育庁高校教育課にて処理する。

(その他)

第14条 この章に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

第4章 補則

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、県外からの志願者受入れに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

令和3年7月 6日一部改正

令和4年6月 23日一部改正

令和5年3月 27日一部改正